



平成 26 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 GMOペパボ株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 健太郎
(コード番号：3633)
問合せ先 取締役
兼経営戦略部長 五十島 啓人
TEL (03) 5456-3021

自己株式の取得及び自己株式立会外買付 (ToSTNeT-3) による
自己株式の買付けに関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及
び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

当社は、平成 26 年 11 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能にするため。

2. 取得の方法

本日 (平成 26 年 11 月 27 日) の終値 (最終特別気配を含む) 4,620 円で、平成 26 年 11 月 28 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付の委託を行う。(その他の取引制度や取引時間の変更は行わない。)

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	30,000 株 (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 2.2%)
(3) 株式の取得価額の総額	138,600,000 円
(4) 取得結果の公表	午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表する。

(注 1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性がある。

(注 2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

4. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得は、当社の支配株主である GMO インターネットグループの GMO アドパートナーズ株式会社が売り手として参加することを予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成 26 年 7 月 9 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

同指針では、「親会社 (GMO インターネット株式会社) の企業グループとの取引については、

少数株主保護の観点から、取引条件の経済的合理性を保つために定期的に契約の見直しを行っており、新規取引につきましても、市場原理に基づき、その他第三者との取引条件との比較などからその取引の是非を慎重に検討し、判断しております。」としております。そのため当社は、平成26年11月27日に本自己株式取得が、機動的な資本政策を遂行することを主たる目的として実施されることを確認し、且つ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮した上で、支配株主と利害関係のない取締役5名全員一致により本自己株式取得に関する決議を行いました。なお、当社代表取締役佐藤健太郎は、当社の支配株主であるGMOインターネット株式会社及びGMOアドパートナーズ株式会社の主要株主であるGMOアドホールディングス株式会社の取締役を兼務していることから、特別利害関係人となるため、今回の自己株式取得に関する審議及び決議には参加しておりません。また、当社取締役熊谷正寿は、支配株主であるGMOインターネット株式会社及びGMOアドパートナーズ株式会社の主要株主であるGMOアドホールディングス株式会社のそれぞれの代表取締役とGMOアドパートナーズ株式会社の取締役を兼務、当社取締役西山裕之及び伊藤正は、それぞれGMOインターネット株式会社の取締役を兼務、当社監査役安田昌史は、支配株主であるGMOインターネット株式会社及びGMOアドパートナーズ株式会社の取締役を兼務していることから、いずれも特別利害関係人となるため、今回の自己株式取得に関する審議及び決議には参加しておりません。

さらに、当社は、平成26年11月27日付で、支配株主と利害関係を有さない当社の社外監査役竹内氏から、本自己株式取得は、①機動的な資本政策を遂行することを主たる目的としていることであり、少数株主に対して不利益を与える目的・意図があつて実施されるものではないと考えられること、②当社は、利害関係を有しない取締役のみで、本自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議を実施することとしており、これにより、当社取締役会の意思決定過程の公正性が確保されると考えられること、③東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用され、買付の委任を行う方法によりなされる取引であり、取引の公正性が担保されているため、少数株主に対して不利益を与える取引とはならないと考えられること、④支配株主からの自己株式取得は、支配株主の保有比率が高まりすぎることの緩和につながるものと考えられること、そして、本自己株式の目的、取得の条件・方法等に鑑みても、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断される旨の意見書を取得しております。

したがって、本自己株式取得の実施は当社の少数株主にとって不利益ではないと判断しております。

以上

(ご参考) 平成26年10月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	1,358,327株
自己株式数	323株